

函 福 監
平成30年2月5日

社会福祉法人理事長
各 社会福祉施設施設長 様
サービス事業代表者

函館市保健福祉部指導監査課長

避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における防火安全体制等の徹底について

貴職におかれましては、本市の保健福祉行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省から、別紙のとおり社会福祉施設等における防火安全体制等の周知徹底について通知がありました。

避難等に当たって配慮が必要となる高齢者や障がい者、児童等が利用する建物で火災等が発生した場合は、甚大な被害につながるおそれがあることから、それを未然に防止することが必要です。

先に平成30年2月2日付け「社会福祉施設等における防火安全対策の徹底について」（函館市保健福祉部指導監査課長通知）を發出しておりますが、社会福祉施設、サービス事業所等におかれましては、防火体制の確保および万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策について、関係法令および通知等に基づき万全を期していただきたく、よろしく願いいたします。

添付資料の消防庁予防課長からの通知にもありますが、下記の事項について施設管理者は直ちに点検し、また利用者への注意喚起をお願いいたします。

なお、複数事業を運営している事業者については、代表して通知しておりますので、各事業所への周知をお願いします。

記

- 1 施設管理者が点検すること
 - ア 消防用設備等が適切に維持管理されていること。
 - イ 避難経路に物品等が存置されていないこと。
 - ウ 防火管理体制に不備が無いこと。

- 2 利用者に対し注意喚起すること
 - ア たばこ、ストーブ、調理器具等、火気管理の出火防止対策を徹底すること。
 - イ 避難経路を再確認すること。
 - ウ 火災の際は迅速に119番通報を行うこと。
 - エ 火災発見時は他の利用者に大声で火災の発生を知らせること。
 - オ 消火器を用いた初期消火方法を習得すること。

〔 函館市保健福祉部指導監査課
電話：0138-21-3262, 3925, 3926 〕